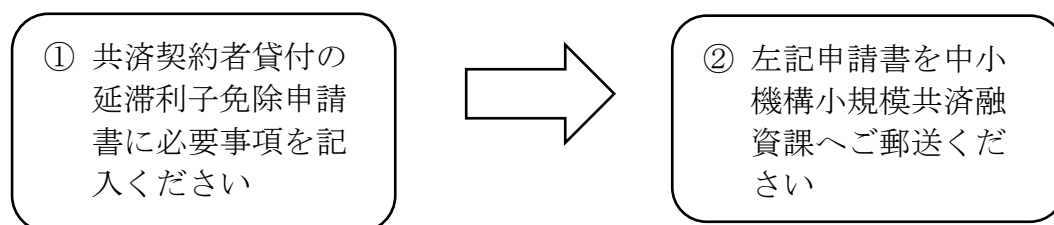


契約者貸付けの延滞利子の免除申請の留意事項

「新型コロナウイルス感染症の影響により、約定償還日までに償還・お借換手続きが困難な場合、延滞利子の免除をお受けいただけます」

	実施内容
対象者	新型コロナウイルス感染症の影響により、最近1か月の売上が前年又は前々年同月比で 5%以上減少 したため、約定償還日までに償還・お借換手続きが困難で、下記①②③のいずれにも該当する契約者様 ① <u>令和2年4月7日時点で共済契約者貸付を受けていること</u> ② <u>約定償還日が令和2年3月1日以降であること</u> ③ <u>共済契約者貸付の延滞利子免除申請書を弊機構に郵送し確認を受けていること</u>
減免内容	<u>約定償還日以降の延滞利子を1年間免除</u>
申請期限	<u>約定償還日</u> ※但し、経過措置として令和2年3月1日から同5月31日までに約定償還日を迎える対象者は、 <u>令和2年5月31日まで申請期限を延長いたします</u> ※期限までに申請いただけないと延滞利子の免除が受けられず、またお取引金融機関でのお借換等手続きができなくなる場合があります ※申請期限は、弊機構必着となりますのでご注意ください
申請窓口	中小企業基盤整備機構
申請手続	下記のとおり

【延滞利子の免除にかかる申請手続き】



注1) 申請期限…約定償還日

期限までに申請いただけないと延滞利子の免除が受けられず、またお取引金融機関でのお借換等手続きができなくなる場合があります。

注2) 償還・お借換の手続きの際には、一旦、延滞利子をご負担いただく場合がございますので、ご了承ください。お預かりしました延滞利子につきましては、後日、小規模企業共済の掛金引落口座へご返還させていただきます。

なお、返還口座を確認させていただく場合がございますので、その際は、機構から連絡させていただきます。